

令和4年度 第1回千曲市教育振興審議会会議録（要約）

1 日時

令和4年7月29日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 場所

千曲市役所 4階 庁議室

3 会議日程

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会長あいさつ
4. 会議事項
5. 閉会

4 会議事項

- (1) 幹事選出
- (2) 千曲市のいじめの現状と対策についての説明及び意見の聴取
- (3) その他

5 出席者

○委員

宮崎樹夫委員、飯島稔委員、小林克浩委員、唐木文子委員、瀧澤健太委員、坂田博委員
塚田訓好委員、亀山正明委員、久保田英雄委員、君島一字委員、滝沢祐子委員

○事務局

小松信美教育長、島田栄一教育部長、小岩多美子教育総務課長、小林永典教育総務課総務係長

会議事項

(1) 幹事選出

教育総務課長 幹事2名のうち、委員の選出団体の役員改選により1名が欠員となっており、事務局といたしましては、残任期間が短いこともあり、前幹事の選出団体の後任である唐木委員にお勤めいただければと考えます。

会長 事務局から提案がありましたが、いかがでしょうか。
<異議なし>

(2) 千曲市のいじめの現状と対策についての説明及び意見の聴取

教育総務課長 —資料に基づき説明—

委員 (質問) 長野県内で条例制定している5市とはどこか。

教育総務課長 長野市、上田市、松本市、岡谷市、諏訪市になります。

委員 (質問) 重大事態として調査委員会までいかずに学校の中で解決することができるのと説明がありましたが、いじめと思われる事件が発覚したときには、具体的にどのような対応を取られているのか。

委員 まず、事実確認を行います。子どもたち双方と関係する子どもたちから話を聞くなどして、日々の細かなところは担任が対応しますが、難しい内容のときには、校長・教頭に報告がありますので、職員で情報を共有して話し合い対応していきます。また、案件によっては保護者にも内容を説明してご理解をいただきながら対応しているところでもあります。

委員 (質問) いじめの対応は、当事者同士と場合によっては保護者だけで、そのいじめに関連していない子どもたちにはわからないようにしているということでしょうか。

委員 状況にもよりますが、基本的には該当する児童の中での対応になりますが、クラス全体に関わることが含まれる場合には、全体への指導も必要に応じてとることになります。

委員 (質問) 今も学校では道徳の時間やテーマを決めてみんなで話し合うような時間というものはあるのでしょうか。

委員 道徳の時間については、授業の中に位置づいて毎週1時間程度、年間35時間あります。それ以外にも学級活動の時間というものもあり、クラスの中で起きた問題を全員で話し合っ解決するなど、日常的に行っています。

委員 (意見・質問) 「いじめ防止対策推進法」は議員立法で、8項目の付帯決議がありますが、8項目の内、特に重要だと思う4項目は、「心身の苦痛を感じているものとの要件が限定して解釈されることのないように努めること」、「いじめの被害者に寄り添った対策が講じられるように」、「専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図ることが重要」、「いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう努めなければいけない」で、この4項目が非常に重要だと思っています。この付帯決議を是非現場の学校関係者に配布していただきたい。条例(案)には、対策連絡協議会、教育委員会の中の調査対策委員会、市長部局の再調査委員会がありますが、それぞれの人選にあたっては、同じ人が複数に所属しないようにしていただきたい。

教育総務課長 再調査委員会について、いじめ防止対策推進法第30条第3項に「再調査の調査結果は議会に報告しなければならない」となっています。条例(案)にはそのことが記載されていませんが、記載した方が良いのではないかと。協議会等の人選については、連絡協議会及び調査対策委員会の委員が重複することはありません。また、再調査委員会につきましては、常設ではありませんので、設置が必要な状況になったときには、調査対策委員会とは全く別の方を人選して、新たなメンバーで再調査を行います。

議会への報告について、条例（案）には記載しておりませんが「千曲市いじめ防止等のための基本的な方針」に再調査を行った後の措置として「再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長は、その結果を議会に適切に報告します」との記載がありますので、条例にも記載をとのご指摘ですが、この条例は3つの組織の設置のための条例となっていますので、対応についてまではこの条例の中には踏み込めないとの認識であります。議会の報告につきましては「いじめ防止対策推進法」に条文がありますので、この法律により進めていきたいと考えています。

委員（質問）

「SOSの発信の仕方教育」を行っているとの説明がありましたが、それによる効果と成果についてお聞きしたい。

条例制定について、例えば中学では3年間の間に解決しないと高校へ進学した場合でもそれを引きずってしまうと困るわけで、3年なら3年の間に解決して、その後次のステップで成長しいけるようにしてやらなければいけないというのが教育だと思いますので、この条例を上手に運用していただきたい。条例制定することについては賛成です。

委員

近年、SNSを使いたいじめや書き込みが世間でも話題になっていますが、千曲市では昨年度に一括小中学校に導入され、1人1台手元において授業や家で使用しています。導入当初から子どもたちには使い方について何度も一緒に考えたり、講演を聞くなど注意事項について、繰り返し指導しておりますが、残念ながら面白半分で友達の悪口を書いたり、友達が気にするようなことをつぶやいてしまったりといったことが全く無いところまでは至っていませんが、そういう問題がある度に、そういうことをしてしまった児童生徒や家に持って帰ってからの事案の場合は保護者の方にも、起きた事案について説明し、小学校でも中学校でも指導を繰り返し行っているところです。件数がこれだけ減ったといったところをお示しできれば良いのですが、導入当初はそういったことがかなりありましたが、そこに力を入れて一生懸命取り組んだ結果、今年はかなり減ってきていると実感しています。便利になる反面、使い方については子どもたちと一緒に考えていかなくてはいけません、使うことでトラブル的なことも起きてきますが、そこも含めて勉強だと思っていますので、子どもたちと一緒にそういったところも勉強していければと思っています。

委員（質問）

学校から1人1台端末が配布されていますが、それ以外に家庭にあるスマートフォンやタブレット端末などを使用しているお子さんは大勢いると思いますが、学校の端末については学校で注意できると思いますが、それ以外の個人所有のスマートフォン等でのSNSによるいじめはありますか。

委員

個人所有の端末で何がされているというところまでは、基本的には学校では把握できません。把握できる範囲としては、例えば、グループLINEみたいな形で子どもたちがたくさん参加しているようなツールの中で何かが起こったときには、こういうことが友達の間でつぶやかれているとかということを学校に伝えてくるケースはいくつかあります。その場合は事実関係を確認して指導しますが、学校の端末は証拠として書き込まれたものは残りますが、個人所有の端末でのことに関して、実際にやっているというところが捕らえられないケースが多く、基本的には警察の範疇と申しますか、学校教育とは離れたところになってしまいますので、書き込まれた子どもが傷ついているような場合には、警察へ相談してくださいということで保護者に警察への相談を勧めることはあります。

会長

今はGIGAスクールという形で、1人1台端末を持つようになって、学校で今のようなグループLINEについて指導をする、どういうメッセージが

適切なのかということも、マナーとして指導されていると思いますので、少しずつ個人所有の端末についてもきちんとするようにと。

以前、女子プロレスラーの件で法律改正まで行きましたので、それを受けて学校もかなり手を入れていると思います。

委員（質問）

いじめの現状について説明がありましたが、いじめが原因で不登校に繋がっている事例はありますか。

教育総務課長

不登校が30日以上になりますと重大事態になりますが、それはありません。

委員（質問）

30日未満の不登校はありますか。

教育総務課長

多少はあるという認識です。

委員（質問）

30日未満の場合についても、教育委員会に報告はあるのでしょうか。

教育総務課長

いじめの報告については、学期ごとに学校から報告があります。

委員（質問）

いじめが原因で不登校に至ったケースの報告もありますか。

教育総務課長

報告いただいています。いじめの認知件数につきましては、そういったケースも含まれています。

会長（質問）

条例（案）の第11条第2項にある「法第28条第1項に規定する重大事態に係る」というところですが、重大事態であると判断を行う役割をどの組織が担うのかということを確認しておく必要があると思いますがいかがでしょうか。

教育総務課長

最初にいじめを認知するのは学校ですので、学校のチームになりますが、その報告を速やかに教育委員会へ報告していただき、教育委員会と当該校と協議をする中で、保護者のご意見やお子さんからお話を聞きながら、これは重大事態として受け止めなければならないというような判断になったときには調査対策委員会で調査するようになります。

会長（質問）

判断をどの組織が担うかということを曖昧にしておくとは非常にその時々で判断が揺れる可能性があると思うので、やはり誰が責任を持つのか、今の説明だと学校が責任を持つことになっていきますが、学校は地域を丸抱えされていますし、学校が重大事態だと判断することはいろいろな非難を浴びながらやらなければいけないことになっていきますので、やはりその責任は学校から外して行政側が担った方が良いのではと思いますがいかがか。

教育長

非常に大事なところですので、教育委員会の中で検討させていただき、はっきりさせていきたいと考えています。

委員（意見）

資料の「千曲市いじめ防止等のための基本的な方針」の概要にあります「学校と家庭地域、地域、関係機関・関係団体の連携」というところで、「思いやりの心や規範意識、正義感などを育むことが必要」、これはとても良いことで大事だと思うのですが、現在はいろいろな家庭があり、自分の寝る時間も取れないほど忙しく、大変疲れている保護者も多いという話も聞きます。当然これは家庭でやるべきだと思いますが、保護者や家庭だけにこれを任せるのではなく、一般の保護者以外でもこういったことに協力できるような工夫と言いますか、そういうことが大人社会でできれば良いと思います。

これまでの話に関連して、去年の新聞に掲載された私の声「事なかれ主義」今もなおという記事で、いじめが原因で絶望している方がいる、折角いろいろな組織や機関が出来るのであれば、是非それがきちんとした形で、公正に機能するようにしていただきたいと思っています。

会長

大事なところを教えていただきありがとうございます。原点に戻りながら、条例により作ろうとしている組織がきちんと機能するようにしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

本日、持ち越されたことにつきまして、結果が分かりましたら委員の皆様にお知らせいただければと思います。